

会報

創刊号

社団法人
千葉県公害防止管理者協議会



目 次

協議会発足にあたって 会 長 森口 円 二 … 1

協 議 会 に 期 待 す る 千葉県環境部長 塚 本 定 吉 … 2

会報の発刊にあたって 副 会 長 堀川仁七郎 … 3

協議会について

1. 設 立 趣 意…………… 4

2. 組 織…………… 5

3. 昭和50年度上期事業報告及下期事業計画…………… 6

4. 地 域 部 会…………… 8

行政・法令動向について

1. 千葉県環境行政組織…………… 10

2. し尿浄化槽取扱指導要綱 …… 14

解 説

公害防止のための規制等のしくみ …… 22



協議会発足にあたって

会長 森 口 円 二

新日本製鉄㈱君津製鉄所副所長

この度、本協議会会長に就任するにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

ご承知のとおり、本協議会は昨年秋以来、千葉県環境部のご指導のもとに設立の準備を進め本年3月20日の設立総会において皆様方のご賛同をえて発足いたしました。

その目的は、設立趣意にあるとおり個別の工場事業場における公害の未然防止体制を整備するだけでなく、集積、複合、広域化に対処するため地域ぐるみの防止体制を確立強化することにあります。いうまでもなく、公害の防止は企業存続の基盤であります。私達は、これまでに発生源対策について出来るかぎりの対策を取るとともに、その効果的な実施をはかるべく企業組織を着々と整備し、更に単に公害の防止にとどまらず、よりよい環境の創造を指向してまいりました。

しかしながら、臨海部のコンビナート地域や大都市の過密工業地域などにおいては、事業者が個々に公害防止努力を払っていても複合的な環境汚染が生じる場合が少なくありません。これら地域の環境汚染改善には、地域ぐるみの公害の防止に関する情報の相互交流、防止技術の研修等の事業者間協力を推進する必要があります。又、公害問題は、事業にたずさわる一人一人が問題の所在を適確に認識し、自分自身の問題として対処していくことが必要であります。そのためには、公害防止管理者等の人員数を確保するだけでなく、その知識、技能をより高い水準に保つ努力が肝要かと思われます。

本協議会は、こうした必要性をふまえて、初年度としましては、県からの受託事業をベースにして、当面の実力に応じた事業を着実に実行することと、各地域部会及び部会連絡会を充実し、会員相互の一体感の醸成をはかることを事業運営の眼目とし、皆様とともに地道な努力を続けていきたいと思ひます。会員各位の積極的なご協力をお願いする次第であります。

おわりに、本協議会の設立にご助力いただきました県及び市町村公害担当部門の方々にあらためてお礼申し上げますとともに、今後ともよろしくご指導くださるようお願い申し上げます。

以上、抱負の一端を述べまして、就任のご挨拶といたします。



協議会に期待する

千葉県環境部長

塚本 宗吉

このたび、社団法人千葉県公害防止管理者協議会の発足にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

すでに御案内のように、近年における経済の高度成長に伴いまして、国民生活は豊かとなりましたが、その反面では各種のひずみが生じてきました。特に産業公害の発生は、地域住民の不安と批判を招き、ひいては産業の健全な発展にも支障を及ぼしかねない状態となっていることも否定できない事実でございます。

本県におきましても、京葉工業地帯の造成をはじめ、都市化の進行等により目覚ましい発展を遂げた反面、様々な問題が生起してきており、その最も顕著なものの一つが環境問題であります。それは大気汚染や水質汚濁或るいは、自然環境の破壊等の問題であり、しかも年々複雑、広域化してきています。従来一般に住民の方々の産業開発、都市化傾向に対する態度は、消極的評価よりも、寧ろ期待感の方が大でありましたが、いくつかの顕著な事例に代表されるような公害発生を契機として、その意識は大きく変わってきました。

最近の住民に対する公害問題に関する意識調査によれば、公害そのものについては、たとえわずかの危険性があっても許されないという厳しい態度が伺えるのであります。これらの公害問題に対処するために、国では昭和42年に公害対策基本法が制定され、以来、同法の趣旨をうけてその実施法として、一連の公害防止関係法令の整備、充実が図られて、公害対策が講じられてまいりました。

県におきましても、これらの法令の適切な執行はもちろん、昭和46年には公害防止条例を制定し、その後逐次改正を重ね、積極的に公害対策にとりくんできましたが、最近の公害は、質量ともにますます複雑多岐となる傾向にあります。そこで、このような公害の未然防止のためには、発生源の規制等の規制行政と相俟って産業公害の発生源となる事業者側における公害の未然防止の体制を確立することが必要なことはいうまでもないところでございます。公害対策基本法も、国、地方公共団体の責務に先んじて、その第3条で公害防止に関する事業者の責務を規定し、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律も公害防止管理体制を確保する趣旨から、これを配慮する規定が設けられ事業者の産業公害防止体制は次第に整備されつつあります。しかし、個別の工場、事業所において、公害防止体制を整備するだけでなく、地域の工場、事業場が一体となり産業公害防止を推進する体制の確立が重要なことは申すまでもないところであります。

このような公害の未然防止の趣旨に照してみますと、本会が本年3月に設立発起人をはじめ、関係各位の並々ならぬ努力により設立されましたことは真に時宜を得たものであり、本会活動に期待するところ非常に大なるものがあります。どうか会員の皆様には、設立の趣意を高く掲げ目的達成にそして又、本県の環境保全のため一層の御努力を切望いたしますとともに、県としてもできるだけの御協力をいたす所存でありますことを申しあげまして、御挨拶といたします。



会報の発刊にあたって

副会長 堀 川 仁七郎

東京電力㈱姉崎火力発電所長

本年も10月となり、秋も深まってまいりました。会員の皆様には、公害防止管理の円滑な遂行に、日夜努力を払っておられることと存じます。公害防止管理者協議会総会が、早春の3月20日に、設立総会を開きましてから、早7ヶ月を経過しました。協議会の運営もお陰様をもちまして、漸やく軌道に乗り、上期の事業計画として、7月から9月にかけて公害防止管理者受験講習会を開催しましたが、多数の方々の参加を戴き、亦講師陣にも、優秀な学識経験豊かな方々を、派遣して戴きまして、盛会裡に無事終了することが出来ました。厚く御礼申し上げます。参加された方が一名でも多く国家試験合格となります様、願っております。下期には、管理者研修会、中小企業研修会等が実施予定となっておりますので宜しく御願い致します。さて、事業計画の一つであります、会報発行が大変遅れておりましたが、此の度創刊号を、皆様に御送りする事が出来ることになり喜びに堪えません。編集委員として幹事会社九社の方をわずらわしまして雑誌スタイルでとりまとめたものであります。

次号以降、法令、行政動向のニュースを始め、技術動向として、処理設備、測定、分析技術等について、また地域動向として、地域部会の活動状況等を掲載することにより、質的な充実を図って行きたいと思っておりますので、皆様の積極的な投稿を、御願い致します。此の会報が、皆様の日常業務遂行の面で少しでも、御役に立ちます様、読み易くまた分かり易くするため、雑誌のスタイル、編集方針その他について、若し御気付きの点がございましたら、御意見を事務局まで賜りたいと存じます。

協議会活動について

本協議会は、現在会員数 292 工場・事業場を数え（9 月 1 日現在）初年度の事業を着々と推進していますが、ここで、改めて、本協議会についてご紹介いたします。

1. 設立趣意

ここ数年来、全国的に公害問題がクローズアップされており、とくに産業公害の発生が頻発していることは、国民の不安と批判を招来するところとなり、ひいては産業の健全な発展にも支障を及ぼしかねない状態となっており、このような事態に対処するためには、公害の未然防止を図ることが不可欠であり、国、地方公共団体の公害規制と相まって産業公害の発生源となる事業者側における未然防止の体制を整備することが必要であります。

このような事業者側の未然防止体制としては、個別の工場、事業所において体制を整備するだけでなく、コンビナート地区におけるように工場、事業場が集合しているところでは集積、複合汚染、広域汚染が実態であることにかんがみ、その地区の工場、事業場が一

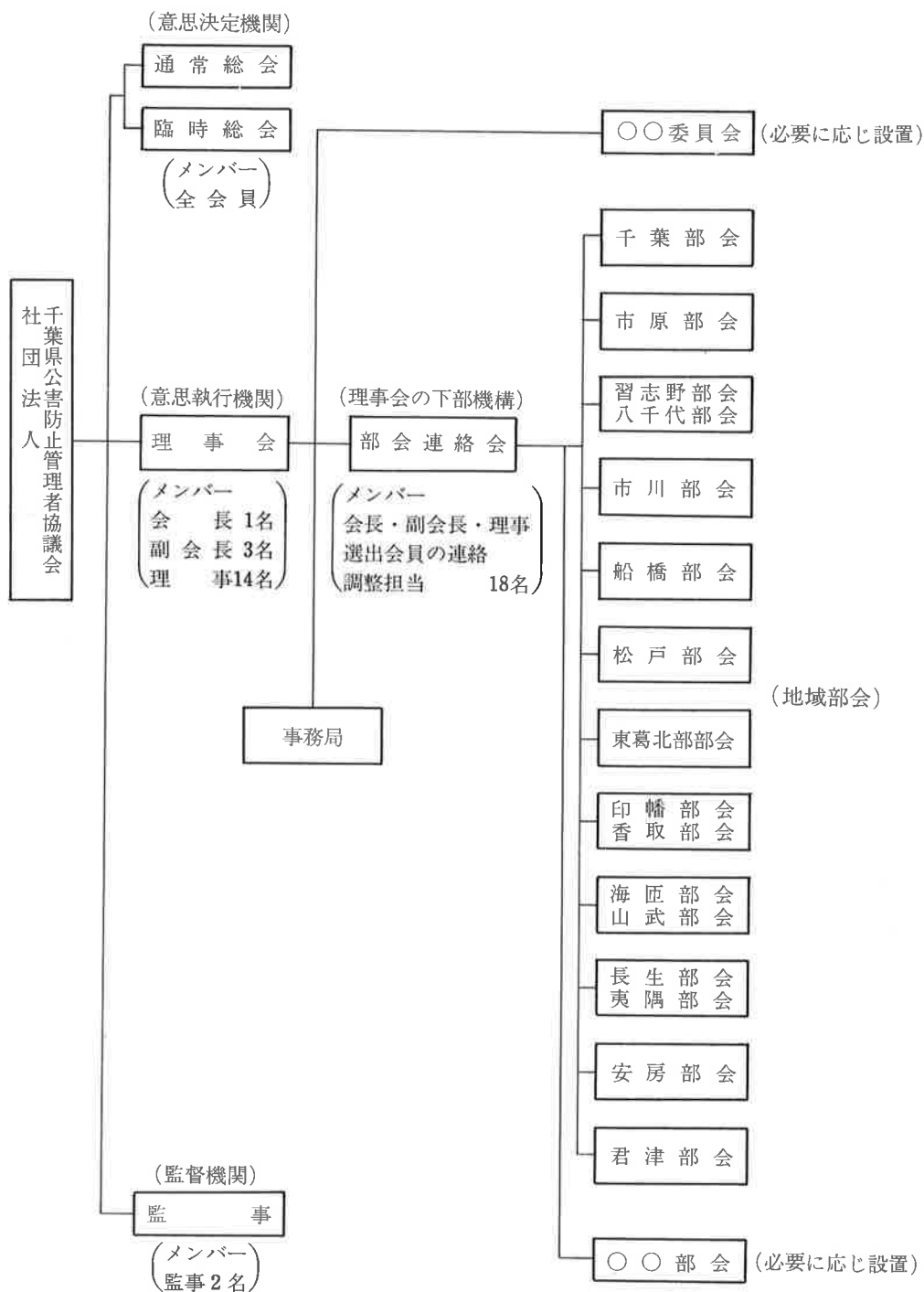
体となって産業公害の防止を推進する体制が必要であります。

現在、公害防止管理者法の制定施行と相まって、事業者の産業公害防止のための体制は、次第に整備されつつありますが、企業別および地域別の差異はなお著しく、この際、各事業者は経営理念を転換し、事業者に要請されている社会的責任を充分果し得るようにしなければならぬと考える次第であります。

私共は、このような観点に立って、公害防止管理者法 の精神とこれに基づく公害防止管理者制度を軸とし、工場、事業場における公害防止管理体制の整備を図り、もって工場、事業場における公害防止管理の円滑な遂行と地域における環境の保全に寄与すべく、ここに社団法人千葉県公害防止管理者協議会を設立するものであります。

2. 組 織

当協議会の組織は次のとおりです。



3. 昭和50年度上期事業報告及下期事業計画

	事 業	会 務
3 月	・20日 設立総会（於千葉県文化会館） 定款・役員・事業計画及び収支予算の決定	
4 月		
5 月		・23日 第一回部会連絡会（於国保国年会館） 理事会付議事項の予備審議 ・29日 第一回理 事 会（於国保国年会館） 事業実行計画・収支実行予算及び事務局 の設置等決定
6 月		
	公害防止管理者試験受験講習会 ・14～15日 一騒 音一（於自治会館） ・22～24日 “ 一大気第1回一（ “ ” ）	・4日 公害防止管理者試験受験講習会講師打合 （於自治会館）
8 月	・12～14日 受験講習会一水質第1回一（於自治会館） ・19～21日 “ 一大気第2回一（ “ ” ）	・15日 第2回部会連絡会（於自治会館） 地域部会の運用方針・下期事業の活動方法 地域部会の予算配分及び会報の発行等決定
9 月	・2～4日 受験講習会一水質第2回一（於自治会館）	・8月～9月初 第一回地域部会（於各地域） ・10日 会報編集委員打合（於職員会館） ・12日 第3回部会連絡会（於自治会館） 第一回地域部会状況報告 ・19日 研修会担当幹事打合（於職員会館） ・25日 第4回部会連絡会（於自治会館） 第2回理事会付議事項の予備審議
10月	・上旬 会報創刊号 ・29日 管理者研修会一統括者・主任一	・15日 第2回理事会（於文化会館） 上期事業報告及下期事業計画等の決定
11月	・上旬 管理者研修会一大気・粉じん一 ・下旬 第一線技術者研修会一大気一	
12月	・上旬 管理者研修会一水質一	
1 月	・中旬 第一線技術者研修会一水質一 ・下旬 管理者研修会一騒音・悪臭一 ・下旬 会報 第2号	・下旬 第3回理事会 年度事業報告及昭和51年度事業運営方針な らびに諸計画案決定
2 月	・上旬 管理者研修会一廃棄物一 ・下旬 第一線技術者研修会一廃棄物一	
3 月	・中旬 会報 第3号 ・下旬 公害防止管理者大会	

注1. 下期事業については別途各会員宛ご案内いたします。

2. 昭和51年度通常総会は昭和51年4月開催の予定です。

3. 中小企業技術者研修会は第一線技術者研修会へ呼称を変更します。

事務局 その他

- 1日 公益法人設立許可
- 14日 法人設立登記終了

- 1日 事務局発足——自治会館内に設置
事務局長加藤寅之助発令（兼務）
- 16日 事務職員 榎沢直子採用
- 27日 県と委託事業契約を締結

- 1日 事務職員 五十嵐喜和二採用

- 31日 事務職員 五十嵐喜和二，一身上の都合により退職

- 10日 会員名簿作成配布

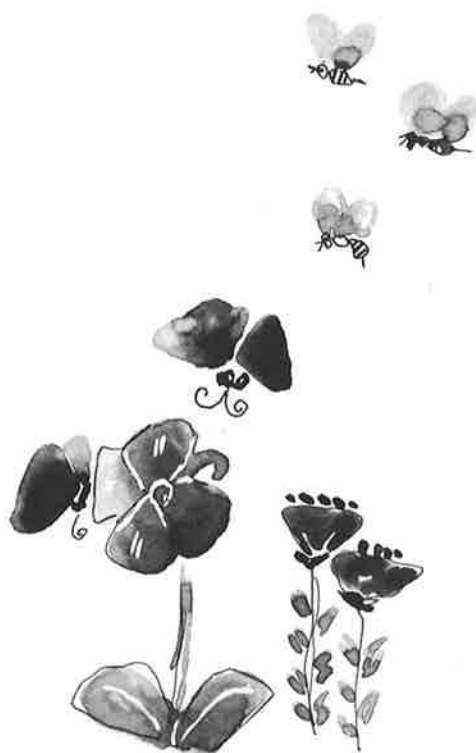
◎公害防止管理者試験受験講習会実施状況

月 日	区 分	受講者
7月14日～15日	騒 音	77名
7月22日～24日	大気 第1回	145
8月19日～21日	〃 第2回	123
8月12日～14日	水質 第1回	126
9月2日～4日	〃 第2回	139
	合 計	610

（参考）公害防止管理者資格認定講習（県で実施）
当協議会会員受講者

大気 66名（受講者総数81名）

水質 68名（〃 85名）



4. 地 域 部 会

本議会は、本年4月に発足し、諸事業を推進していますが

(1) 会員数 約300を数え、しかも全県下にまたがっていること。

(2) 会員間の業種、規模、専門性にアンバランスがあること。

等々いくつかの協議会活動制約条件をもっています。

そこで、県下を12のブロックに分割して地域部会を設置し、この地域部会を協議会活動の推進母体としたいと思います。その運用は次のとおりであり、組織的には理事会（部会連絡会）の下部機構とします。

〔1〕 目 的

地域部会は、理事会（部会連絡会）における決定事項の周知徹底をはかり、同時に会員が抱えている問題点について、地域毎に会員同志の話し合いの場を持つことにより、今後の協議会活動の指針を得るとともに、会員相互の一体感を醸成することを目的とする。

〔2〕 内 容

地域部会において、取り上げる内容は、原則として、次のような項目とするが、差当りその具体的な内容については、理事会（部会連絡会）において決定する。

- (1) 行政指導、法令動向等の情報連絡解説
- (2) 技術情報の交換
- (3) 共通課題の討議
- (4) 協議会活動状況等の連絡、その他

〔3〕 頻 度

地域部会は、原則として1ヵ月に1回開催することとし、その他必要に応じて適宜開催できるものとする。

〔4〕 メンバー

地域部会のメンバーは、各地域に所属

する協議会会員とする。なお、必要に応じて、県市町村公害担当部門の出席を要請する。

〔5〕 場 所

地域部会は、県下12の地域毎に開催する。なお、地域の事情によっては、地域を更に分割して、開催することができるものとする。

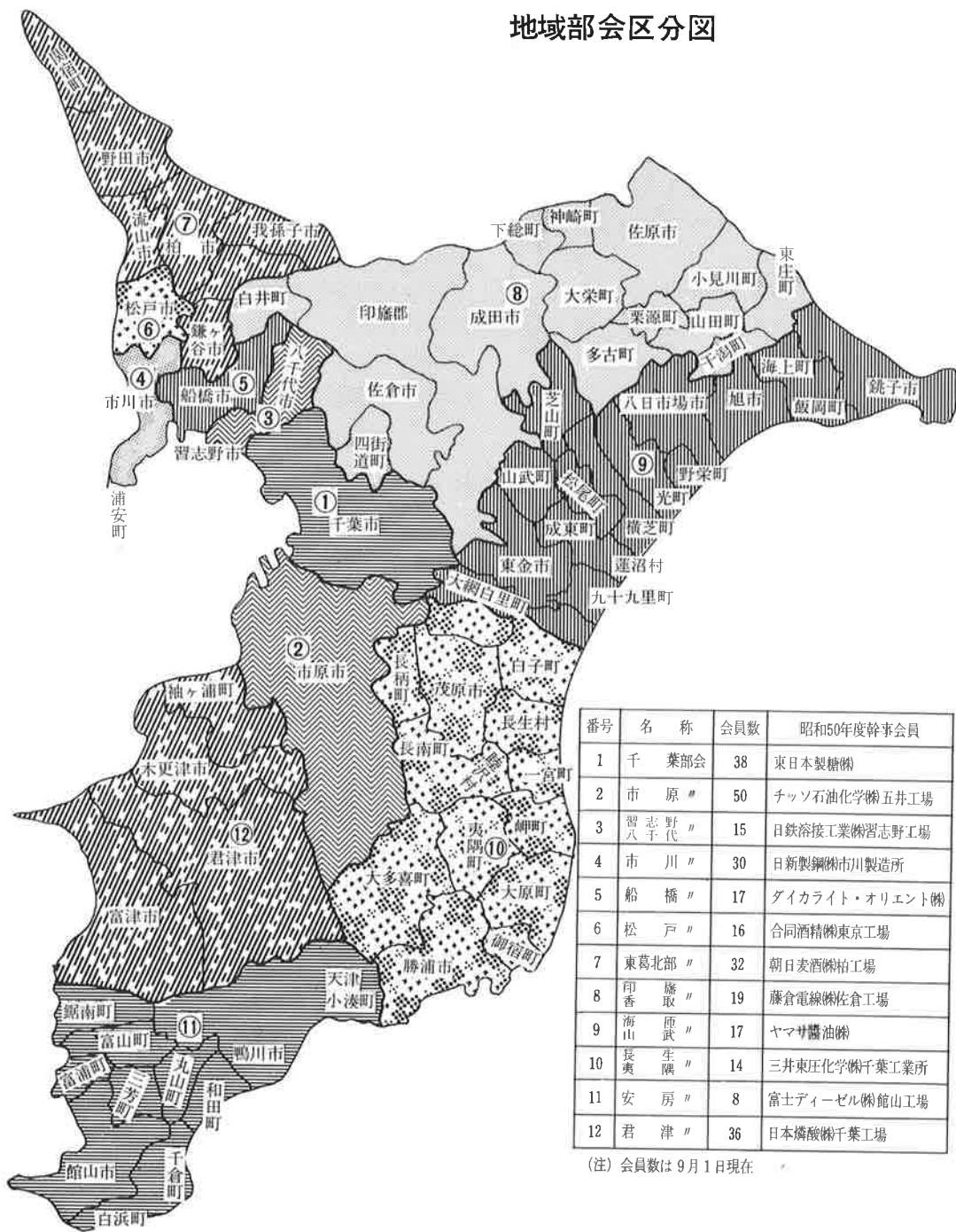
〔6〕 運 営

各地域における地域部会を積極的に推進していくために、地域部会幹事会員を設ける。幹事会員は、次の諸事項を遵守するものとする。

- (1) 部会連絡会等の決定に基づき、地域部会を開催する。
- (2) 開催後、議事録を作成、報告するとともに、部会連絡会において状況を報告する。
- (3) 地域部会開催に伴う費用については、年度予算の枠内において運営し、年度末に事務局へ報告する。

項目、金額等については、別途定める。

地域部会区分図



番号	名 称	会員数	昭和50年度幹事会員
1	千 葉 部 会	38	東日本製糖㈱
2	市 原 "	50	チッソ石油化学㈱五井工場
3	習 志 野 "	15	日鉄溶接工業㈱習志野工場
4	市 川 "	30	日新製鋼㈱市川製造所
5	船 橋 "	17	ダイカライト・オリエント㈱
6	松 戸 "	16	合同酒精㈱東京工場
7	東葛北部 "	32	朝日麦酒㈱柏工場
8	印 旛 取 "	19	藤倉電線㈱佐倉工場
9	海 山 "	17	ヤマザ醤油㈱
10	長 狭 "	14	三井東洋化学㈱千葉工業所
11	安 房 "	8	富士ディーゼル㈱館山工場
12	君 津 "	36	日本磷酸㈱千葉工場

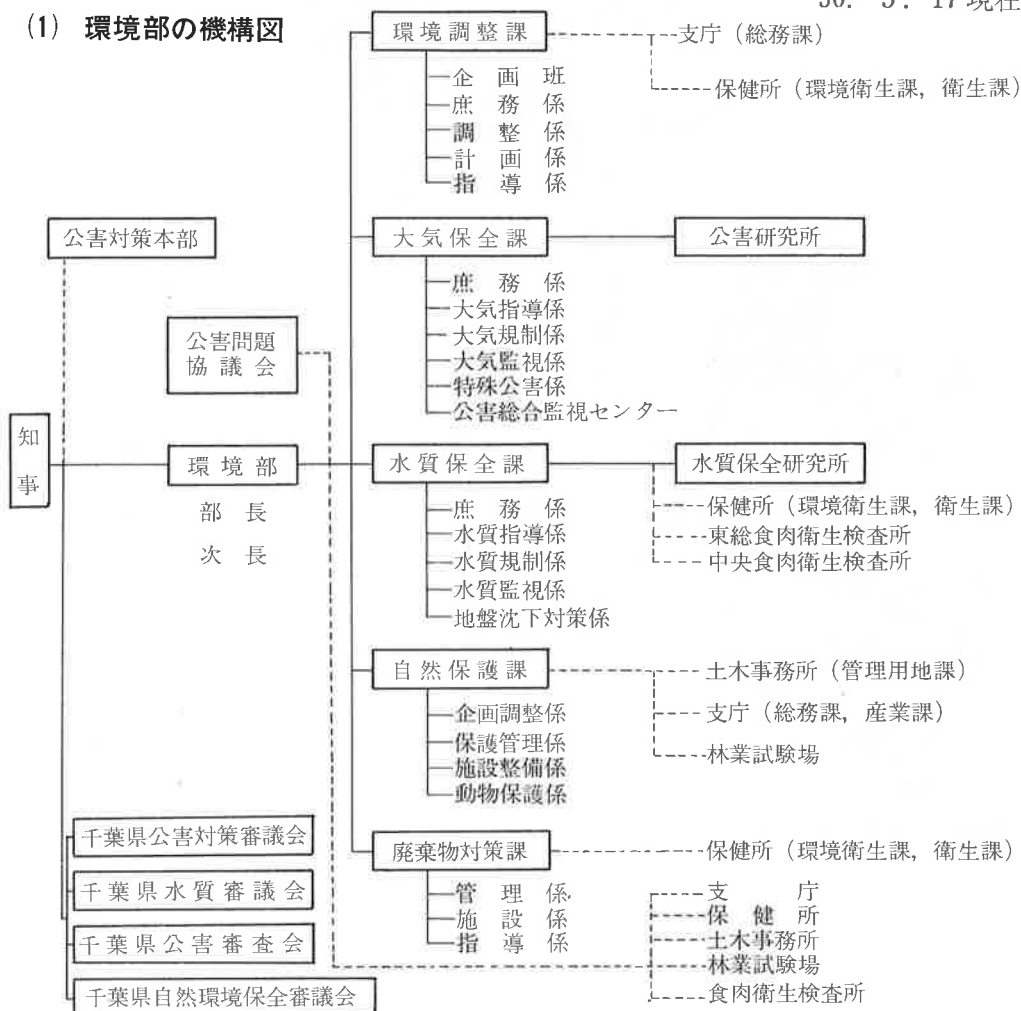
(注) 会員数は 9 月 1 日現在

1. 千葉県環境行政組織
2. し尿浄化槽取扱指導要綱を取り上げました。

現在の環境部の機構及び主な業務は次のとおりです。

1. 千葉縣環境行政組織

50. 5. 17 現在



2. 主 な 業 務

環 境 部

1. 自然環境の保全に関すること。
2. 公害防止に関すること。
3. 動物保護及び狩猟に関すること。

環 境 調 整 課

1. 部内各課の連絡調整に関すること。
2. 県の環境保全及び公害対策に関する施策の企画、調査及び総合調整に関すること。
3. 環境保全及び公害対策の広報に関すること。
4. 環境保全及び公害防止に係る市町村との調整及び指導に関すること。
5. 公害防止協定の締結に関すること。
6. 公害防止に関する条例、規則等の立案に関すること。
7. 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法、公害紛争処理法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、公害健康被害補償法等の施行に関すること。
8. 公害対策審議会及び公害審査会に関すること。

大 気 保 全 課

1. 大気汚染発生源に対する監視及び指導に関すること。
2. 大気汚染防止のために必要な調査、測定、検査等に関すること。
3. 大気汚染防止に関する技術研究の推進及び指導に関すること。
4. 騒音、悪臭及び振動に関する調査、規制及び指導に関すること。
5. 大気汚染防止法、騒音規制法、悪臭防止法、千葉県公害防止条例（昭和46年千葉県条例第31号、大気汚染、騒音、振動及び悪臭に係わるものに限る。）等の施行に関する

こと。

6. 公害研究所に関すること。

水 質 保 全 課

1. 水質汚濁源に対する監視及び指導に関すること。
2. 水質汚濁防止のために必要な調査、測定、検査等に関すること。
3. 水質汚濁防止に関する技術研究の推進及び指導に関すること。
4. 地盤沈下防止に関する調査及び指導に関すること。
5. 工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律、水質汚濁防止法、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号、土壌の汚染防止のための規制措置に係わるものに限る。）千葉県公害防止条例（大気保全課において所掌するものを除く。）等の施行に関すること。
6. 水質審議会に関すること。
7. 水質保全研究所に関すること。

自 然 保 護 課

1. 自然保護に関する計画の策定及び連絡調整に関すること。
2. 自然保護の推進に関すること。
3. 自然保護に関する市町村の指導に関すること。
4. 自然保護、動植物愛護に関する思想の普及、涵養に関すること。
5. 鳥獣保護及び狩猟に関する法律、自然公園法、自然環境保全法、動物の保護及び管理に関する法律、千葉県立自然公園条例、千葉県自然環境保全条例等の施行に関すること。
6. 自然環境保全審議会に関すること。

廃 棄 物 対 策 課

1. 廃棄物の処理に関する総合企画に関する

こと。

2. 事業所及び処理業者の指導に関すること。
3. 廃棄物の処理に係わる市町村の指導に関すること。
4. 下水道の終末処理場の維持管理に関すること。
5. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関すること。

3. 環境関係各種委員会

更に、環境行政は広範囲な専門調査技術等が必要とされるところから、多くの学識経験者等の意見をとり入れ、かつ協力を求めるため各種の付属機関、委員会、研究会が設けられています。

委員会の主要なものは次のとおりです。

環境関係各種委員会の設置状況

()は設置年月日及び設置の根拠をしめす

名 称	所 掌 事 務 (目的)	構 成	任 期
千葉県公害対策審議会 〔S 38. 10. 1 千葉県行政組織条例〕	公害対策に関する重要事項を調査審議しこれに対して必要と認める事項を知事に答申し、又は建議すること。 1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により知事が産業廃棄物に関する処理計画を定める場合、その諮問に応じ当該計画案を調査審議し意見を述べること。 2. 公害防止事業費事業者負担法の規定により知事が公害防止事業に係わる費用負担計画を定める場合（同法第7条第1項の規定により当該計画を変更する場合を含む。）その諮問に応じ当該計画案を調査審議し意見を述べること。 3. 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律の規定により知事が農用地土壌汚染対策地域を指定する場合（同法第4条第1項の規定により当該地域の区域を変更し、又はその指定を解除する場合を含む。）又は知事が農用地土壌汚染対策計画を定める場合（同法第6条第1項の規定により当該計画を変更する場合を含む。）その諮問に応じ調査審議し意見を述べること。	県議会議員 4人 学識経験者 10人 企業代表者 7人 住民代表者 7人 計 28人	2年
千葉県水質審議会 〔S 46. 5. 21 水質汚濁防止法〕	公共用水域の水質汚濁の防止に関する重要事項を調査審議し、これに関して必要と認める事項を知事に答申し、意見をのべる。	関係行政機関の職員10人以内 学識経験を有する者10人以内	2年
印旛沼水質保全協議会 〔S 46. 8. 28 印旛沼水質保全協議会会則〕	印旛沼の水質の保全するため必要な事業を実施し、広域的価値を増進する。	県、関係16市町村長 関係団体及び企業	—
「東京湾をきれいにする」 千葉県協議会 〔S 39. 1. 17 「東京湾をきれいにする」 千葉県協議会規約〕	千葉県内湾海域および臨海地域より発生する水のよごれ等の原因を調べその防止対策をたてて東京湾をきれいにする運動を推進する。	千葉県、千葉県警察本部、 関東海運局千葉支局、海上保安部、千葉県内湾海域と臨海地域を利用する者。	—
千葉県地盤沈下対策専門委員会 〔S 45. 5. 1 千葉県地盤沈下対策専門委員会設置要綱〕	地盤沈下の原因を調査究明し、沈下の防止対策の確立に資するため。	学識経験者 8人	—
関東地区地盤沈下調査測量協議会 〔S 37. 10. 1 関東地区地盤沈下調査測量協議会規約〕	東京湾周辺における地盤沈下調査を担当する各計画機関相互の連絡を密にするため。	国土地理院、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、横浜市、川崎市	—
関東地方水質汚濁対策連絡協議会 〔S 45. 4. 1 関東地方水質汚濁対策連絡協議会規約〕	利根川、荒川、多摩川、相模川水系等の河川、水路及び関係海域について水質の実態をは握するとともに汚濁の過程を究明し防止対策の樹立に資する。	建設省、東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、茨城県、群馬県、栃木県、水資源開発公団の関係機構	—
南関東地方地盤沈下調査会 〔S 45. 6. 10 南関東地方地盤沈下調査会規約〕	一都三県の地盤沈下の完全抑止を期するため、広域的な見地からの調査および対策について協議する。	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県	—

名 称	所 掌 事 務 (目的)	構 成	任 期
九十九里地域地盤沈下対策協議会 S 47. 6. 14 九十九里地域地盤沈下対策協議会設置要綱	九十九里地域の地盤沈下に伴う被害を未然防止し、もって地域の健全な発展と地域住民の福祉の増進に資するため。	県及び関係18市町村関係団体	—
千葉県公害審査会 S 46. 3. 15 同 上	公害紛争処理法の規定による公害に係わる紛争及び千葉県公害防止条例の規定による地下水位の著しい低下に係わる紛争について和解の仲介、調停及び仲裁を行うこと。	人格が高潔で識見の高い者 15人	3 年
千葉県自然環境保全審議会 S 48. 4. 12 自然環境保全法 自然公園法 鳥獣保護及び狩猟に関する法律	関係法令によりその権限に属せられた事項を調査審議するほか知事の諮問に応じ重要事項を調査審議する。	住民の代表 18人 学識経験者を有する者 14人 関係行政機関の職員 4人 県の職員 4人 計 40人	2 年
千葉県産業廃棄物連絡協議会 S 48. 2. 26 千葉県産業廃棄物連絡協議会要綱	産業廃棄物の調査ならびに処理計画の確立に関すること。	委員 22名 知事部局、警察本部、企業庁	—
千葉県汚でい処理対策協議会 S 49. 7. 10 千葉県汚でい処理対策協議会設置要綱	環境保全の観点から水道事業、工業用水道事業に伴って発生する汚でいの処理に関すること。	委員 11名 知事部局、企業団	—
千葉県し尿浄化そう連絡協議会 S 48. 5. 21 千葉県し尿浄化そう連絡協議会設置要綱	し尿浄化そうの設置、施工、維持管理等の取扱いを明確にし、し尿浄化そう行政を総合的、有機的に推進する。	委員 12名 県関係部局 市(千葉、市川、船橋、松戸) 民間団体	—
千葉県公害問題協議会 S 40. 6. 4 千葉県公害問題協議会規則	県における公害に関する事務の総合調整。	委員…関係部(局)長 9人 幹事…関係課(所)長 20人	—
千葉県公害防止研究会 S 43. 12. 1 千葉県公害防止研究会設置要綱	公害防止に関する調査研究活動を促進するため。	国 関 係…3人 学識経験者…4人 県 関 係…6人 企業…15人 市町村関係…2人 計…30人	2 年
千葉県大気汚染及び水質汚濁研究会 S 40. 5. 6 千葉県大気汚染及び水質汚濁研究会設置要綱	大気汚染及び水質汚濁に関する調査研究を行ない、工業開発の進展に伴う公衆衛生上の危害を防止するため。	県内の学識経験者(委員数14人)	—
千葉県公害防止計画推進協議会 S 46. 1. 1 千葉県公害防止計画推進協議会	公害防止計画に関する検討、協議及び連絡、公害防止計画事業実施に伴う関係機関との連絡折衝及び協力体制の確立公害防止計画に関する資料の収集及び情報の交換。	県、千葉市、市原市及び袖ヶ浦町	—
千葉県公害行政連絡協議会 S 47. 8. 2 千葉県公害行政連絡協議会会則	公害行政における県、市町村間および市町村相互間の有機的な協議の保持を図るための連絡調整および公害担当職員の知識・技術の向上を図るため。	県および市町村	—
全国公害行政協議会 S 40. 6. 17 全国公害行政協議会規約	都道府県相互の協力関係を増進するとともに都道府県の公害行政の進展とその確立に資する。	この会の目的に賛同する都道府県の公害担当課長(会員47名)	—
一都三県公害防止協議会 S 37. 5. 19 一都三県公害防止協議会規約	公害防止行政に関する協力関係の確立ならびに資料及び情報の交換を図る。	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県	—
関東地方知事会 関東地方公害対策推進本部 S 46. 1. 1 関東地方公害対策推進本部設置要綱	関東地方の公害に広域的に対処するため、関東地方知事会に「関東地方公害対策推進本部」を設け、公害の発生原因を究明し、防排除等の施策を強力に推進する。	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、山梨県、長野県	—
全国大気汚染防止連絡協議会 S 38. 12. 5 全国大気汚染防止連絡協議会規約	大気汚染防止に係わる行政における協力関係ないし連けい体制の確保ならびに情報の交換を図る。	ばい煙の排出の規制等に関する法律第4条の規定に基づく指定地域に係わる関係者都道府県市により構成	—

2. し尿浄化槽について一県が取扱指導要綱作成—

～事前協議制，関係業者の登録制など～

（経緯）

し尿浄化槽の不備が河川などの水質汚濁の大きな原因になっていることから，千葉県環境部廃棄物対策課と都市部建築指導課は，「千葉県し尿浄化槽取扱指導要綱」をまとめ，10月1日から施行しています。

両課によりますと，これまで浄化槽が水質汚濁の原因になったのは，

- (1) 設置工事が不完全であったり，設置後の維持管理，清掃が不十分だったこと。
- (2) 使用人員に応じた処理能力を持つ浄化槽が設置されていないこと。
- (3) 水質基準があまいこと等々をあげてい

ます。

（内容）

要綱は，

- (1) し尿浄化槽などを新規に設置する場合
設置予定者と市町村との事前協議制。
- (2) 処理対象者が101人以上の場合は，し尿と生活雑排水の両方が処理できる合併浄化槽の設置。
- (3) 水質基準の強化
- (4) 施工業者，維持管理業者の登録制を主な内容とし，これにより水質浄化をはかろうとするものです。

千葉県し尿浄化槽取扱指導要綱

環境部廃棄物対策課
都市部建築指導課

第1 目 的

この要綱は，人口の増加に伴う都市化の進展とともに，し尿浄化槽の設置が急速に普及し，し尿浄化槽による臭気，水質汚濁等，生活環境をそこなうおそれがあるのでし尿浄化槽の設置者，製造業者，施工業者，維持管理業者，し尿浄化槽清掃業者及び関係団体に対する必要な指導事項を定め，し尿浄化槽の管理体制を確立し，もって生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

この要綱において，次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) し尿浄化槽

し尿浄化槽（以下「浄化槽」という。）とは，水洗し尿のみを処理する設備（以下「単独浄化槽」という。）並びに生活に起因する排水とし尿とを合併して処理する設備（以下「合併浄化槽」という。）で通常の使用状態によって生物学的物理学的等の方法

により、汚水を浄化、安定化する性質を有するものをいう。

(2) 設置者

設置者とは、浄化槽を設置している者をいう。

(3) 製造業者

製造業者とは、浄化槽を製造（現場打ちを除く。）及び製造販売する者をいう。

(4) 施工業者

施工業者とは、専任の施工士を置き浄化槽の施工をする者をいう。

(5) 施工士

施工士とは、財団法人日本建築センターに登録されている者で県が行う所定の研修を受け、これを修了した者をいう。

(6) 維持管理者

維持管理者とは、専任の維持管理技術者を置き、浄化槽の保守点検をする者をいう。

(7) 維持管理技術者

維持管理者とは、次に掲げる技術管理者及び管理技術者をいう。

ア 技術管理者

技術管理者とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第21条第2項、同法施行規則第17条の各号の規定による資格者

イ 管理技術者

管理技術者とは、厚生大臣認定の社団法人日本環境整備教育センターが行う講習会の課定を修了した者

(8) し尿浄化槽清掃業者

し尿浄化槽清掃業者とは、廃棄物処理法第9条第1項の規定による市町村長の許可を受けた者をいう。

第3 設置手続

1 事前協議

浄化槽を設置しようとする者は、廃棄物処理法第8条の規定による届出（以下「設置届

出」という。）又は建築物とあわせて設置しようとする者は、建築基準法第6条の規定による建築確認申請（同法第18条第2項の通知を含む。以下「建築確認申請」という。）をする前に次により事前協議を行わなければならない。

(1) 単独浄化槽

ア 放流方式の単独浄化槽を設置しようとする者は、事前協議申請書（様式1号省略）により市町村長と放流先及び汚での処理について協議すること。

イ アに定める以外の単独浄化槽を設置しようとする者は、事前協議申請書（様式1号省略）により市町村長と汚での処理について協議すること。

ウ 処理対象人員（JISA 3302-1969に定める算定基準による。以下同じ。）101人以上500人以下の単独浄化槽の場合には、ア又はイの事前協議をする前に、事前協議申請書（様式2号省略）により千葉県知事と協議する。

(2) 合併浄化槽

ア 合併浄化槽を設置しようとする者は、事前協議申請書（様式1号省略）により市町村長と放流先及び汚での処理について協議すること。

イ 建築確認申請を行う場合には、アの協議が終了した後、さらに事前協議申請書（様式3号省略）により、浄化槽を設置しようとする所在地を管轄する保健所長と協議すること。

(3) その他

ア 設計変更の場合は、(1)又は(2)の規定を準用する。この場合、設計変更前の協議図書を添付すること。

イ 千葉県知事又は保健所長との事前協議における提出図書は別表1（省略）によること。

2 設置届出及び建築確認申請

事前協議を終了した者は、浄化槽の工事に着手する前に次により設置届書又は、建築確

認申請書を提出しなければならない。

(1) 設置届出

単独浄化槽にあっては、保健所長に、合併浄化槽にあっては、保健所長を経由して知事に提出すること。

(2) 建築確認申請

建築確認申請書を市町村の建築事務担当課を経由して、建築主事に提出すること。

ただし、県以外の特定行政庁の所管する区域にあっては、当該特定行政庁の建築主事に提出すること。

(3) 設置届出又は建築確認申請の図書を同

浄化槽の設置届出及び建築確認申請においては、別表 2（省略）に掲げる図書を同表に定める部数提出すること。

3 工事着手の時期

浄化槽工事の施工は、前項第 1 号の規定による設置届出受理書又は、前項第 2 号の規定による建築確認通知書の交付を受けた後でなければ着手してはならない。

第 4 処理方式

1 選定基準

浄化槽の処理方式は、次によるものとする。

- (1) 処理対象人員 100 人以下の浄化槽は、単独浄化槽とする。
- (2) 処理対象人員 101 人以上の浄化槽は、合併浄化槽とする。ただし、処理対象人員 500 人以下であって単独浄化槽を設置しようとする場合は、第 3 第 1 項第 1 号ウの規定により市町村長の事前協議をする前に、千葉県知事と協議すること。
- (3) 団地形成の場合における一団地当たりの処理対象人員が 101 人以上の場合には、合併浄化槽とする。
- (4) 浄化槽としての正常な機能を発揮できない使用形態の場合は、くみ取り便槽とする。

2 設置場所

浄化槽の設置場所の選定は、別表 3（省略）に定める「浄化槽の設置場所、施工及び使用に関する留意事項」の設置場所に関する各事項を遵守して設置すること。

3 浄化槽の施工

浄化槽の施工は、別表 3（省略）に定める「浄化槽の設置場所、施工及び使用に関する留意事項」の施工に関する各事項を遵守して施工すること。

第 5 浄化槽の構造

浄化槽の構造は、建築基準法施行令第 32 条の規定により、建築大臣が指定する構造とするほか、単独浄化槽にあっては「し尿浄化槽（単独処理施設）の一般構造に関する基準（昭和 48 年 8 月 31 日付け通知）」による構造とすること。

第 6 放流先及び水質

浄化槽の放流水を公共用水域に放流する場合は、次の事項に留意しなければならない。

(1) 放 流 先

- ア 付近に都市下水路、その他適正な放流先があるところ。
- イ 私設の下水溝、水路、その他これに類するところに放流する場合は、当該所有者又は管理者に放流の承諾を受けること。
- ウ 合併浄化槽及び処理対象人員 101 人以上の単独浄化槽の放流については放流地点に水利権等を有する者の同意を得ること。
- エ 放流先は常時十分な水量が確保されている場所であること。

(2) 水質基準

本要綱施行後に設置する浄化槽の排出口における水質基準は下表によることとし、施行前既に設置された合併浄化槽を改善する場合は可能なかぎり下表の水質基準に準拠したものとする。

処 理 方 式	処理対象人員	区 域	放流水質(BOD)	
			基 準	暫定基準
単独浄化槽	100 人以上	県 下 全 域	ppm以下 90	ppm以下 90
合 併 浄 化 槽	501 人以上	県 下 全 域	ppm以下 10	ppm以下 10
	101 人以上 500 人以下	印 旛 沼 水 域 及 び ゴ ル フ	ppm以下 10	ppm以下 10
		手賀沼水域及び環境基準 A 類型指定水域	ppm以下 10	ppm以下 20
		上 記 以 外 の 水 域	ppm以下 20	ppm以下 30
	100 人以下	印旛沼水域、手賀沼水域及び環境基準 A 類型指定水域	ppm以下 30	ppm以下 60
		上 記 以 外 の 水 域	ppm以下 60	ppm以下 60
1. 暫定基準は昭和52年 3 月31日までに市町村長が事前協議申請書を受理した浄化槽について適用する。				
2. 処理対象人員 101 人以上 500 人以下の単独浄化槽を設置しようとする場合は、市町村長と事前協議をする前に千葉県知事と協議する。				
3. この水質基準を維持するために必要な浄化施設（いわゆる第 3 次処理施設）も指導の対象とする。				

第 7 浄化槽の管理者となるべき者

浄化槽を管理すべき者は、次の者をいう。

- (1) 浄化槽を設置した者が、引続き浄化槽の所有者である場合には当該所有者
- (2) 設置者に変更があった場合はその浄化槽の承諾者
- (3) 分譲団地の浄化槽の管理者は分譲契約で定められた者
- (4) 協議により市町村長が管理を引き受けた場合には当該市町村長

第 8 関係者の責務

1 設置者及び管理者

浄化槽による環境汚染を未然に防止するた

め、次の事項を遵守しなくてはならない。

- (1) 設置届出又は建築確認申請の際に提出した「維持管理清掃に関する誓約書」（様式 4 号省略）に基づき維持管理者及びし尿浄化槽清掃業者とそれぞれ維持管理契約及び清掃契約を締結し、設置届出受理書又は建築確認通知書の交付を受けた日から起算して 3 か月以内に契約書の写しを保健所長に提出すること。

ただし、設置者と管理者（居住者）が異なる場合（建売住宅等の形態）においては、設計者は設置届出又は建築確認申請の際に提出した誓約書（様式 5 号省略）に基づき管理者（居住者）に対し、浄化槽の使用を開始した日から起算して 3 か月以内にその浄化槽の維持管理、清掃の契約を行わせ契約書の写しを保健所長に提出させるよう指導すること。

- (2) 設置者又は管理者は、維持管理契約及び清掃契約を期間満了等の事由により他の維持管理業者又はし尿浄化槽清掃業者と新たな契約を締結した場合には、すみやかに契約書の写しを保健所長に提出すること。
- (3) 第1号及び第2号に掲げる維持管理契約又は清掃契約は設置者又は、ただし書における管理者（居住者）が自ら維持管理技術者又は、し尿浄化槽清掃業者として管理、清掃する浄化槽についてはこの限りでない。
- (4) 浄化槽の使用は別表3（省略）に定める「浄化槽の設置場所、施工及び使用に関する留意事項の使用に関する各事項を遵守すること。
- (5) 第1号に定める契約書の写しの提出があったときに浄化槽設置済証（様式6号省略）を交付するので見やすい場所にはり付けること。

2 製造業者

浄化槽の設計、構造上の^{かし}瑕疵については、全責任を負うほか適正な浄化槽の供給を行うものとし、県内に供給する場合には、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 単独浄化槽については、あらかじめ、千葉県浄化槽構造審査会の審査を受けること。
- (2) 販売した単独浄化槽については、各四半期ごとの販売実績を販売報告書（様式7号省略）により、それぞれ翌月の15日までに社団法人千葉県浄化槽協会理事長に報告すること。
- (3) 設置者又は、管理者に対する指導及び設置者又は管理者からの苦情等を処理するための営業所又は、これにかかわるべき店舗の指定を行い、社団法人千葉県浄化槽協会理事長に報告すること。
- (4) 設置者又は管理者及び施工業者に対し浄化槽の使用方法を周知徹底の方法等を周知徹底させるため印刷物を作成し、配布すること。

3 施工業者

浄化槽の施工は、第4第3項に定める事項を遵守し、常に設置者から信頼される施工を行い施工上の^{かし}瑕疵については全責任を負うものとし、次の各号に掲げる事項に従わなければならない。

- (1) 「千葉県し尿浄化槽施工業者及び維持管理業者の名簿登載要領」（以下「名簿登載要領」という。）に基づく名簿登載をうけること。
- (2) 浄化槽の設置届出受理書又は建築確認通知書を確認した後に施工し、工事が完了した場合には、設置届出にあっては保健所長、建築確認申請にあっては建築主事の所定の検査を受けること。
- (3) 各四半期ごとの施工実績について施工報告書（様式8号省略）により、それぞれ翌月の15日までに社団法人千葉県浄化槽協会理事長に報告すること。
- (4) 設置者に対し、浄化槽の使用方法、維持管理の必要性について説明を行うこと。

4 維持管理業者

廃棄物処理法に定める維持管理基準を遵守し、常に設置者及び管理者から信頼される維持管理を行い維持管理上の^{かし}瑕疵については全責任を負うものとし、次の各号に掲げる事項に従わなければならない。

- (1) 維持管理業者として行おうとする者は、「名簿登載要領」に基づく名簿登載を受けること。
- (2) 維持管理は処理対象人員501人以上の浄化槽については技術管理者が、処理対象人員500人以下の浄化槽については管理技術者がそれぞれ行うこと。
- (3) 維持管理契約を締結した業者は、県の指定する維持管理契約済証（様式9号省略）を設置場所付近の見やすい場所にはり付けること。

この場合において、維持管理契約済証の料金を設置者又は、管理者から徴収してはならない。

- (4) 維持管理を行った浄化槽については「維

持管理カード」(様式10号の1から4省略)を作成し、1部を設置者又は、管理者に交付し1部を控えとして保管すること。

- (5) 単独浄化槽の維持管理を行った業者は、毎月の維持管理実績について単独浄化槽管理月報(様式11号省略)により翌月の15日までに、社団法人千葉県環境保全センター理事長に報告すること。

5 し尿浄化槽清掃業者

廃棄物処理法に定める清掃基準を遵守し、常に設置者又は管理者から信頼される清掃を行い、清掃上の瑕疵については、全責任を負うとともに清掃の重要性を設置者又は管理者に十分認識させ、次の各号に掲げる事項に従わなければならない。

- (1) 清掃を行った浄化槽について、県の指定する清掃済証(様式12号省略)を設置場所付近の見やすい場所にはり付けること。

この場合において、清掃済証の料金を設置者又は管理者から徴収してはならない。

- (2) 毎月の清掃実績について、浄化槽清掃月報(様式13号省略)により翌月の15日までに社団法人千葉県環境保全センター理事長に報告すること。

第9 関係団体の責務

1 し尿浄化槽維持管理強化対策協議会

保健所、支庁、土木事務所、市町村及び関係者で構成し、地域における浄化槽の維持管理に関し、次の事項を行なうものとする。

- (1) 浄化槽の設置、維持管理及び清掃等に関する調査、研究に関すること。
(2) 浄化槽に関する生活環境保全上必要なこと。
(3) 設置者又は管理者に対する、浄化槽の知識普及に関すること。
(4) その他、浄化槽に関し、必要と認めること。

2 社団法人千葉県浄化槽協会及び社団法人千葉県環境保全センター

社団法人千葉県浄化槽協会及び社団法人千葉県環境保全センターは、会員に対し社会的使命の重要性を認識させ、浄化槽の製造、施工、維持管理並びに清掃の指導監督に努め、本要綱施行について、円滑な運用が図られるよう県に協力すること。

附 則

1. 施行期日

この要綱は、昭和50年10月1日から施行する。

(注)上記要綱中、省略いたしました様式、別表を網羅したものが(社)千葉県浄化槽協会(千葉市院内1-15-2 TEL0472(2)1315)及び(社)千葉県環境保全センター(千葉市市場町1-3 自治会館 TEL 0472(2)2526)から発売されています。ご利用下さい。



規制等のしくみ

千葉県では、この主旨に則って昭和38年に

公害対策の基本的な事項は、全国的な視野

基本的な施策

- 環境基準
- 公害防止計画
- 大気汚染防止法 ← ○公害防止条例
- 水質汚濁防止法 ←
- 海洋汚染防止法
- 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 ← ○公害防止条例
- 騒音規制法 ←
- 工業用水法 ←
- 建築物用地下水の採取の規制に関する法律 ←
- 悪臭防止法 ←

公害

- 騒音
- 振動
- 地盤沈下
- 悪臭

規制

- 廃棄物 → 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 土地利用 → 都市計画法
- 工場立地法
- 自然保護 → 自然環境保全法 ← ○自然環境保全条例
- 自然公園法

紛争処理

- 公害紛争処理法

被害者救済

- 公害健康被害補償法 ← ○光化学スモッグ・酸性の雨による急性健康障害暫定対策事業実施要領

費用負担

- 公害防止事業費事業者負担法

地方公共団体に対する財政措置

- 公害防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

事業者に対する助成

- 公害防止事業団法 ← ○公害防止施設資金融資助成制度

工場の公害防止管理組織

- 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

刑法

- 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律

にたっで行わなければなりません、反面公害は、地域に密着した問題でもあるので法律の規制権限はほとんど地方公共団体に委任されています。

大気汚染防止法、水質汚濁防止法による政

令市は知事の権限の一部を委任されており、騒音や悪臭は知事の権限に属する事務の一部を市町村に委任されています。

また、千葉県公害防止条例でも同じ主旨で権限の一部を市町村に委任しています。

法律及び千葉県公害防止条例の権限とその委任

根 拠 法 例		県	千葉市	市川市	船橋市	松戸市	市原市	そ の 他 の 市 町 村
大 気 汚 染 防 止 法	工 場	◎						
	事 業 場	○	○	○	○	○	○	
水 質 汚 濁 防 止 法		○	○	○	○	○		
騒 音 規 制 法		○	○	○	○	○	○	木更津市・野田市・成田市・佐倉市・ 習志野市・柏市・流山市・鎌ヶ谷市・ 八千代市・君津市・富津市・浦安町・ 四街道町・酒々井町・袖ヶ浦町
悪 臭 防 止 法		○	○	○	○	○	○	銚子市・習志野市・袖ヶ浦町・ 君津市
廃棄物の処理 及び清掃に関 する法律	一般廃棄物		○	○	○	○	○	全市町村
	産業廃棄物	◎						
地 盤 沈 下 防 止 の 法 律	ビル用水法	◎						
	工業用水法	◎						
千 葉 県 公 害 防 止 条 例	大 気 汚 染	○						
	水 質 汚 染	○	○	○	○	○		
	地 盤 沈 下	○	○	○	○	○	○	習志野市・鎌ヶ谷市・浦安町・長柄 町・袖ヶ浦町・木更津市・君津市・ 富津市・四街道町・野田市・成田市・ 佐倉市・柏市・流山市・八千代市・ 我孫子市・関宿町・沼南町・酒々井 町・八街町・白井町・印西町・栄町・ 富里村・印旛村・本埜村・下総町・ 山武町・芝山町

1. ※独自の条例によって騒音・振動・悪臭を規制している市町村もある。

2. ◎印は県にのみ委任されているもの。

公害防止のための規制のしくみ20頁下段、法、条例体系図および21頁法律および千葉県公害防止条例の権限とその委任の2表は、千葉県環境部作成の「めぐまれた環境を造るために」より引用しました。

《編集委員からお願い》

大変遅れておりましたが、会報の創刊号をお届けします。

会報では

“会員に密着した環境問題を平易に解説する”
ことを主眼として

◎行政動向（指導通達，行事案内等）

◎法令動向（制定・改正，施行通達等）

◎技術動向（処理技術，測定・分析技術等）

◎協議会動向（協議会活動，地域活動状況等）

を取り上げていきたいと思ひます。

会員の皆様のご意見を聞かせていただき，より
充実したものにしていきたいと思ひますので，よ
ろしくご指導下さい。

昭和50年度編集委員

新日本製鉄(株) 君津製鉄所

東京電力(株) 姉崎火力発電所

キッコーマン醤油(株) 第五工場

電気化学工業(株) 千葉工場

川崎製鉄(株) 千葉製鉄所

チッソ石油化学(株) 五井工場

日鉄溶接工業(株) 習志野工場

朝日麦酒(株) 柏工場

三井東圧化学(株) 千葉工業所

会 報 創 刊 号

発 行 社団法人千葉県公害防止管理者協議会

会 長 森 口 円 二

千葉県市場町1番3号 自治会館内
電話 0472(24) 5 8 2 7

印刷所 ワタナベ印刷株式会社

千葉県新宿町1-1-5
電話0472(42) 7 4 5 6

